

平成 27 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社リミックスポイント  
代 表 者 名 代表取締役社長 高田 真吾  
(コード番号:3825)  
問 合 せ 先 経営管理部長 北澤 剛  
(電話番号:03 - 6303 - 0280)

## 有償ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 30 日開催の取締役会において、会社法第 238 条第 1 項および第 2 項ならびに第 240 条の規定に従い、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議しましたので、お知らせします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施します。

### 1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めることにより企業価値向上に資することを目的として、当社の取締役、従業員および業務委託者に対し、本新株予約権を有償で発行するものです。

また、本新株予約権がすべて行使された場合、発行決議日現在の発行済株式総数の 7,554,100 株に対し最大で約 2.38%の希薄化が生じます。なお、本件は「2. 新株予約権の発行要項(7)新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、当社の業績が、あらかじめ定める利益目標を達成した場合に初めて権利行使が可能となるものであり、当該目標は当社が平成 28 年 3 月期の業績予想として開示している水準となっており、当該目標の達成が促されることにより当社の企業価値・株主価値の向上に資することとなり、既存株主の利益にも貢献できるものと認識しております。従いまして、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲のものと考えております。

### 2. 新株予約権の発行要項

#### (1) 新株予約権の割当を受ける者および割当て新株予約権の数

当社取締役	1 名	800 個
当社従業員	28 名	968 個
業務委託者	4 名	32 個
合計	33 名	1,800 個

(なお、上記割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込みおよび本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭等により確認している。)

#### (2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権（発行要項に基づき発行される新株予約権をいう。以下同じ。）の目的である

株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、500 株とする。（平成 27 年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を実施する予定であり、本付与株式数は当該株式分割後の普通株式数を記載している。）

ただし、当社が当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整するものとする。なお、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「合併等」という。）を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他目的となる株式の数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で目的となる株式数の調整を行うことができるものとする。

### （3）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個あたりの価額は、次により決定される本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの金額（以下、「行使価額」という。）に、上記（2）に定める付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金 468 円とする。（平成 27 年 8 月 1 日付で普通株式 1 株につき 5 株の割合で株式分割を実施する予定であり、本行使価額は当該株式分割後に適用される行使価額を記載している。）

ただし、当社が、当社普通株式の株式の分割または併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、当社が合併等を行う場合、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他本新株予約権の行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができるものとする。

### （4）新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、平成 28 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日までとする。

### （5）増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### （6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

## (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）は、当社が金融商品取引法に基づき平成 28 年 6 月に提出する平成 28 年 3 月期に係る有価証券報告書に記載された同期の損益計算書において、営業利益の額（以下「目標指標」という。）が、416 百万円（以下「目標営業利益」という。）を超える場合に限り、本新株予約権を行使することができる。この他、会計方針の変更等の事情により、目標指標または目標営業利益の変更が必要な場合には、当社は合理的な範囲でこれらを変更することができる。
- ② 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社の取締役、従業員または業務委託者その他これに準ずる地位（以下、「権利行使資格」という。）にある場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ③ 上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ④ 本新株予約権者は、以下のア乃至キに掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
  - ア 本新株予約権者が当社の従業員である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
  - イ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法第 331 条第 1 項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
  - ウ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第 356 条第 1 項第 1 号に規定する競業取引を行った場合
  - エ 本新株予約権者が当社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第 356 条第 1 項第 2 号または第 3 号に規定する利益相反取引を行った場合
  - オ 本新株予約権者が当社の業務委託者である場合において、業務委託契約の不履行を行った場合
  - カ 禁錮以上の刑に処せられた場合
  - キ 当社の社会的信用を害する行為その他当社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

## (8) 当社が新株予約権を取得することができる事由

- ① 当社が消滅会社となる合併についての合併契約、当社が分割会社となる吸収分割についての吸収分割契約もしくは新設分割についての新設分割計画、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約または当社が完全子会社となる株式移転計画が、当社株主総会で承認されたとき（株主総会による承認が不要な場合は、当社取締役会決議がなされたとき）は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を 1 個当たり 1,881 円の価額で取得することができる。
- ② 本新株予約権者が、上記(7)の規定により、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を 1 個当たり 1,881 円の価額で取得することができる。
- ③ 本新株予約権者が、その保有する本新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を 1 個当たり 1,881 円

の価額で取得することができる。

- ④ 当社が会社法第 171 条第 1 項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を 1 個当たり 1,881 円の価額で取得することができる。

(9) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社成立の日をいう。以下同じ。）において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(3)に準じて決定する。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記(4)に定める行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(4)に定める行使期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

上記(7)に準じて決定する。

⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(5)に準じて決定する。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得条項

上記(8)に準じて決定する。

⑩ 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

本(9)に準じて決定する。

- ⑪ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑫ 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (10) 交付する株式数に端数が生じた場合の取扱い  
本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (11) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
- (12) 新株予約権の数  
1,800個  
上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (13) 新株予約権と引換えに払込む金銭  
本新株予約権と引換えに払込む金銭は、本新株予約権1個あたり金1,881円とする。  
なお、当該金額は、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表取締役：黒崎知岳、所在地：東京都港区元赤坂1丁目1番8号赤坂コミュニティビル4F）が、当社の株価情報等を考慮し、将来の業績の確率分布を基に標準正規乱数を繰り返し発生させることにより業績による行使条件の達成確率が評価額に与える影響を加味した上で、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの範囲内で決定したものである。  
本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算出した評価額レンジの範囲内で決定した本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額に該当しないと判断している。  
なお、当該判断に当たっては、当社監査等委員会が、第三者算定機関の算出した評価額レンジの範囲内で発行価額が決定されていることから、払込金額が特に有利な金額に該当しない旨の意見を表明している。
- (14) 新株予約権の割当日  
平成27年8月26日
- (15) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
平成27年8月26日
- (16) 申込期日  
平成27年8月25日

以上